

富田林市わがまち事業者パートナー実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市内に所在地を置く事業者に対して効果的な情報発信等を行うため、富田林市わがまち事業者パートナー（以下「わがまち事業者パートナー」という。）を実施することに関し、必要な事項を定める。

(資格)

第2条 わがまち事業者パートナーに登録できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市内に店舗又は事業所を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(登録)

第3条 わがまち事業者パートナーに登録しようとする者（以下「申請者」という。）は、富田林市わがまち事業者パートナー登録申請書（様式第1号）を提出し、又は市長が別に定める方法により、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めた場合は、富田林市わがまち事業者パートナー登録決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の登録を受けた申請者（以下「登録者」という。）は、登録情報に変更が生じたときは、速やかに市長にその旨を書面により届け出るものとする。

(禁止事項)

第4条 登録者は、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令等に違反する行為
- (3) わがまち事業者パートナーの運営を妨害する行為
- (4) 第三者を誹謗、中傷する行為
- (5) 第三者に不利益を与える行為
- (6) 同一人物による重複登録をする行為
- (7) 他人になりすまして登録をする行為
- (8) その他市長が不適切と認める行為

(登録の取消し)

第5条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する資格を有しなくなった場合
 - (2) 前条の規定に違反した場合
 - (3) 登録者から辞退の届出があった場合
 - (4) その他市長が登録者として不相当であると認めた場合
- 2 市長は、前項の規定により、わがまち事業者パートナーの登録を取り消したときは、速やかに登録情報を削除するとともに、登録者にその旨を書面により通知するものとする。

(個人情報取扱い)

第6条 市長は、わがまち事業者パートナーの募集、登録等により収集した個人情報、その目的以外に利用しないものとし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び富田林市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年富田林市条例第31号）の規定に基づき、適切に取り扱うものとする。

(わがまち事業者パートナーの一時中断、停止等)

第7条 市長は、登録者の承諾の有無にかかわらず、わがまち事業者パートナーの実施内容を変更し、又はわがまち事業者パートナーの一時中断、停止、中止若しくは廃止することができる。

(免責事項)

第8条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合であっても、その責めを負わないものとする。

- (1) 市長が、登録手続時に届出を受けた内容と異なる手段で連絡したことにより、当該登録者に不利益又は損害が発生した場合
- (2) 登録者が第3条第3項に規定する変更の届出をしなかったことに起因して、当該登録者に不利益又は損害が生じた場合
- (3) 前条に規定するわがまち事業者パートナーの一時中断、停止等により、登録者に不利益又は損害が発生した場合

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年1月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。